

## 鳥インフルエンザを防ぎましょう！！

冬の渡り鳥シーズンを迎えます。農場には絶対にウイルスを持ち込まないよう発生予防対策の徹底をお願いします。



立入禁止

### 1 農場の飼養衛生管理の確認

飼養衛生管理基準チェックシート(飼養衛生管理基準:鶏その他の家きん編、p22～23、平成23年10月、農林水産省消費・安全局)に基づき自己チェックをしてください。

その上で、不備な部分があれば、修繕や作業手順の見直し等を行ってください。

特に、鶏舎へ入る際は、専用の長靴や作業着を用い、車両や器具等の消毒も徹底してください。



### 2 野鳥及びねずみ等の野生動物対策

渡り鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されていますが、直接、鶏舎に入るとはほとんどありません。しかし、渡り鳥と接触した野鳥やねずみ等がウイルスを鶏舎に持込む可能性がありますので、防鳥ネットの設置や修繕、ねずみの駆除、鶏舎周囲の消石灰散布等を実施してください。



### 3 早期通報の徹底

鶏等の健康観察を毎日行い、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状(裏面若しくは上記の飼養衛生管理基準 p16～17 参照)が見られた場合は、速やかに松本家畜保健衛生所へご連絡ください。



### 4 本病に関する情報の最新情報の把握

当所からも情報をファクシミリ等により随時お知らせしますが、テレビニュースやインターネット等の情報についても入手を心掛けてください。



### 5 家畜保健衛生所の実施する検査、調査への協力

家畜保健衛生所では、管内の状況を把握するため、鳥インフルエンザウイルスに係る検査や農場への立入検査を実施します。

趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。



不明な点等がありましたら、  
松本家畜保健衛生所までご連絡ください。

## 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状

次に掲げる症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

### 【高病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※ 「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算二十一日間）をいう。

### 【高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

※ 「動物用生物学的製剤」とは、薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

※ 改正された家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、殺処分の際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

## 死亡鶏の状態の例

